

日医発第 522 号（保 92）
平成 18 年 8 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 18 年 7 月 31 日付保医発第 07310002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、平成 18 年 8 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて

（平 18. 7. 31 保医発第 07310002 号厚生労働省保険局医療課長通知）

2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

保医発第0731002号
平成18年7月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年8月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(16)～(22)を(17)～(23)とし、(15)の次に次のように加える。
 - (16) β クロスラプス精密測定
 - ア β クロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中 β クロスラプス精密測定に準じて算定できる。
 - イ β クロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治

療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。
なお、尿中 β クロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略)	D008 内分泌学的検査 (1)～(15) (略) (16) <u>βクロスラプス精密測定</u> <u>ア βクロスラプス精密測定は、区分「D008」内分泌学的検査の「16」の尿中βクロスラプス精密測定に準じて算定できる。</u> <u>イ βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけるホルモン補充療法及びビスフォスフォネート療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治療効果判定又は治療経過観察を行った場合に算定できる。ただし、治療開始前においては1回、その後は6月以内に1回に限り算定できる。</u> <u>なお、尿中βクロスラプス精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>
(16)～(22) (略)	<u>(17)～(23)</u> (略)

■新たに保険適用が認められた検査

平成18年7月31日 保医発第0731002号（平成18年8月1日適用）

<p>1. βクロスラプス精密測定 （酵素免疫測定法（EIA））</p>	<p>D008 内分泌学的検査の「16」 尿中βクロスラプス精密測定 に準じて算定する。</p>	<p>170点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D008 内分泌学的検査」の（16）～（22）を（17）～（23）とし、（15）の次に（16）として右のように加える。</p>	<p>D008 内分泌学的検査 （16）βクロスラプス精密測定 ア βクロスラプス精密測定は、区分「D008」 内分泌学的検査の「16」の尿中βクロスラプ ス精密測定に準じて算定できる。 イ βクロスラプス精密測定は、骨粗鬆症におけ るホルモン補充療法及びビスフォスフォネー ト療法等、骨吸収抑制能を有する薬物療法の治 療効果判定又は治療経過観察を行った場合に 算定できる。ただし、治療開始前においては1 回、その後は6月以内に1回に限り算定でき る。 なお、尿中βクロスラプス精密測定と併せて 実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

（日本医師会保険医療課）